


『そなえよつねに共済』に加入できる対象者の範囲について

ボーイスカウト活動に参加する場合（同行を含みます）に限り、以下の区分で『そなえよつねに共済』に加入することができます。

登録	区分	補足説明	加入可否	
加盟員	スカウト	年齢に応じて、BVS、CS、BS、VS、RS に分類される。	◎	
	指導者	隊指導者・団委員など。 主登録が地区・県連盟・日本連盟の役職員やスカウトクラブ会員も含む。	◎	
	仮入隊者	規程上、ビーバーやカブの年齢のみに認められている（仮入隊者の加盟登録は任意のため、加盟員と非加盟員が混在する）。	◎	
非加盟員	乳幼児 (ビーバー年代 未満の子)	スカウトや仮入隊者、 下記「青少年」の 親族*	スカウトや仮入隊者、下記「青少年」の兄弟姉妹、いとこ、はとこ、甥・姪、従甥・従姪等を言う。	○
		それ以外の乳幼児	スカウトや仮入隊者、下記「青少年」のいずれの親族でもない乳幼児。	○ 
	青少年 (スカウト年代の子)	主にスカウトや仮入隊者の友人を想定。スカウト等の親族であるか否かを問わない。	○	
	大人 (スカウト年代超 の年配者)	スカウトや仮入隊者、 上記「青少年」の 親族*	年齢上限無し。スカウトや仮入隊者、上記「青少年」の父母や祖父母、おじ・おば(父母の兄弟姉妹)、父母のいとこ、祖父母の兄弟姉妹等を言う。	○
		それ以外の大人	インストラクター、育成会員、技能章考査員、技能章指導員、スカウトクラブ会員等を言う。	○

【「加入可否」欄の符号の意味】

- ◎ ……加盟登録と同時に自動的に共済に加入。共済加入にあたって特別な手続きは必要なし。
- ……非加盟員として共済に加入可能。加入にあたっては加盟登録システムより手続きが必要。
※  は、平成 28 年度（平成 28 年 4 月）より初めて加入可能になる層。

* 親族の範囲……6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族

【注意】非加盟員がボーイスカウト活動に参加または同行する場合は、「参加者名簿」に当該非加盟員の氏名を記載しておくこと。

以上